

わかも の いけん とど  
こども・若者の意見を届けよう！  
わかも の いけん う と  
こども・若者の意見を受け止めよう！



がいようばん  
概要版



かわにしし  
川西市

かしょう  
(仮称)

わかもの  
こども・若者

さん が じょう れい  
参加条例

あん  
(案)  
ようこう  
要綱



わかも の ば  
すべてのこども・若者があらゆる場で  
あんしん いけん ひょうめい  
安心して意見を表明することができ、  
さんか きかい ほししょう  
まちづくりなどに参加する機会が保障される  
まちをめざします



かわにしし みらいぶ せいさくか  
川西市 こども未来部 こども政策課

# かしょう かわにしし わかものさんかじょうれい (仮称)川西市子ども・若者参加条例をつくります (1条、3条)

かわにしし わかもの いけんひょうめい さんか きかい まも じょうれい  
川西市では、子ども・若者の意見表明や参加の機会を守っていくためのルール(条例)づくり  
すす すす つぎ きほんてき かんが かつ たいせつ  
を進めています。このルールでは、次の4つを基本的な考え方とし、大切にします。

## じょうれい たいせつ きほんてき かんが かつ きほんりねん だい じょう 条例で大切に**する基本的な考え方(基本理念・第3条)**

- しろう じんしゅ こくせき しょう う む せい かにかんきょう りゆう  
思想、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境など、どんな理由にお  
いても差別されず、その基本的人権が守られること。
- ぎゃくたい たいばつ ぼうりよく まも ねんれい せいちょう おう  
虐待や体罰、いじめなどの暴力から守られ、年齢や成長に応じて、  
あんぜん あんしん せいかつ まも がっこう べんきょう  
安全に安心して生活できることが守られること。また、学校で勉強をし  
たり、スポーツをしたり、ゆっくり休んだり、遊んだりするなど、さまざまな  
かつどう さんか きかい まも こころ からだ すこ せいちょう  
活動に参加する機会が守られ、心も身体も健やかに成長することが守  
られること。
- じぶん かんが じゆう いけん ひょうめい きかい かくほ  
自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保され、そ  
の意見は子ども・若者の最善の利益となるように大切にされること。
- わかもの かん き おこな わかもの  
子ども・若者に関する**ことが決められ、行われるときは、子ども・若者の  
たちば わかもの げんざいおよ しょうらい さいぜん りえき ゆうせん**  
立場から、子ども・若者の**現在及び将来における最善の利益が優先さ  
れること。**

## こ けんりじょうやく 子どもの**権利条約**

### 「4つの原則」

さべつ きんし  
差別の  
禁止

せいめい せいぞん  
生命、生存  
および発達に  
対する権利

こどもの  
いけん さんちょう  
意見の尊重

こどもの  
さいぜん りえき  
最善の利益\*

## こ けんりじょうやく 子どもの**権利条約**ってなに？

こ けんりじょうやく せかいてき やくそく こ けんり かん さだ  
子どもの**権利条約**とは、世界的な約束ごととして子どもの権利に関する**ことが定められたもので  
あり、日本も平成6年(1994年)にこの条約を結びました。令和5年(2023年)に施行されたこと  
も基本法もこの条約の考 えにもとづいたものです。子どもの権利条約の定めるさまざまな権利に  
きょうつう たいせつ かんが かつ げんそく つぎ せいり  
共通する大切な考 え方は、「4つの原則」とよばれており、次のように整理されます。**

- せいめい せいぞんおよ ほんたつ たい けんり  
生命、生存及び発達**に対する権利**
- さいぜん りえき  
こどもの**最善の利益\***
- いけん さんちょう  
こどもの**意見の尊重**
- さべつ きんし  
差別の**禁止**

かしょう かわにしし わかものさんかじょうれい あん こ けんりじょうやく  
(仮称)川西市子ども・若者参加条例(案)は、子どもの**権利条約**と子ども  
きほんほう さだ きほんりねん げんそく かん  
基本法などにもとづき定められ、基本理念についても、この4つの原則と関  
れんづ  
連付いています。



\*こどもの最善の利益：子どもに関する**ことが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。**

# ことば い み ていぎ 言葉の意味 (定義) (2条)

わかものさんかじょうれい わかもの ことば つぎ い み しょう  
子ども・若者参加条例では、子どもや若者など、それぞれの言葉を次のような意味で使用して  
います。

子ども：18歳未満の人※1

わかもの さい さい ひと  
若者：18歳から29歳までの人※2

※1、2…それぞれに該当する年齢と等しく権利を認める必要がある人も含む

いけん ことばまた ひょうじょう みぶ げんご ほうほう ひょうげん  
意見：言葉又は表情や身振りなど言語によらない方法により表現された  
もの

さんか じぶん かんけい ないよう じゅうぶん し きかい いけんひょうめい  
参加：自分に関係するすべてのことについて、その内容を十分に知る機会があり、意見表明など  
の活動に主体的に関わること

こえ き しょうきょう わかもの  
声を聴かれない状況にある子ども・若者：

ねんれい ころろ からだ せいちょうじょうきょう せいかつかんきょう しゃかいかんきょう りゆう じぶん おも  
年齢、心と身体の成長状況、生活環境、社会環境などの理由により、自分の思っているこ  
とや考えを表明することが困難な子ども・若者



## わかもの いけんひょうめい しょうれいけんとうぶかい 子ども・若者による意見表明の条例検討部会

しょうれい とうじしゃ わかもの かんが おも しょうれい  
この条例をつくるにあたり、当事者である子ども・若者のみなさんの考えや想いを条例に  
はんえい わかもの いけんひょうめい しょうれいけんとうぶかい た あ いけんひょうめい  
反映するために、「子ども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、意見表明につ  
いてのワークショップなどを実施しました。

つぎ きさい わかもの  
次のページに記載している子ども・若者たちのメッセ  
ージは、参加されたみなさんからの考えや想いが込  
められたものであり、条例の前文に構成させています。



←市HPはこちらから

[https://www.city.kawanishi.  
hyogo.jp/kurashi/kosodate/  
1000597/1019475.html](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kosodate/1000597/1019475.html)



わかもの つぎ  
子ども・若者たちのメッセージは次のページへ！



## わかもの こども・若者たちからのメッセージ

わたしたちこども・わか者は、一人ひとりがさまざまなこせいやのう力を持つ今を生きているそんざいであり、みらいへの大きなかのうせいをひめています。

わたしたちこども・わか者は、どのような理由があってもさべつされず、まわりのおとなからのあいじょうや思いやりの中で安心して毎日をくらすことができ、ゆめやきぼうを持ってせい長し、一人ひとりが思いえがく幸せをかなえることができるけんりを生まれながらに持っています。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明するけんりを持っています。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えを表明するときは、次の6つの気持ちを大切にしてほしいです。

### こども・わか者が自分の意見や考えを表明するときに大切にしてほしいこと

- きんちょうするときもあります。意見や考えをきくときには、やさしくあたたかい目で見て、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。おこったりせず、親身になって、真けんにかいて、こたえてほしいです。
- まちがえることもあります。話をと中でさえぎらずに、さい後までしっかりときいてほしいです。ちがう意見や考えでも、頭ごなしにひ定しないでほしいです。
- つたえた意見や考えをおやみに他の人に言ったりしないでほしいです。ひみつにしてほしいとつたえたことを他の人に言うときには、きよかをとってほしいです。
- 少数はの意見や考えに対しても耳をかたむけ、そん重し、受け止めてほしいです。
- つたえた意見や考えは大事にあつかってほしいです。そして、つたえた意見や考えがどうなったのかを教えてほしいです。
- 安心して意見や考えをつたえることができるふんい気やかんきょうをつくってほしいです。

わたしたちこども・わか者は、心とからだのじょうたいや育ってきたかんきょう、今おかれているじょうきょうなどにより、自分の意見や考えをうまくつたえることができないときがあります。そんなときは急かさなで、ゆっくりと耳をかたむけ、よりそってください。

わたしたちこども・わか者が自分の意見や考えをつたえることは、ときにはゆう気がいりますが、自分のためやだれかのために意見や考えをつたえていきます。

わたしたちこども・わか者は、たがいの意見や考えをそん重し、わたしたちこども・わか者にとってもっともよいこととおとなといっしょに考えていきます。



## わかもの こども・若者たちからのメッセージをしっかりと受け止めて

川西市は、おとなの考えや意見だけで、こども・若者に関することを決めるのではなく、こども・若者の意見を聴き、こども・若者とともに「こども・若者が幸せになるまちづくり」を進めます。

また、すべてのこども・若者が、社会の一員として、家庭や学校、地域などの場で、自分に関わるあらゆることに気持ちや願い、意見を安心して、表明することができ、その意見が尊重され、こども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざします。



# わかものさんかじょうれい ほししょう こども・若者参加条例で保障していくこと (4条、5条)

この条例で、次の内容が保障されるよう取り組んでいきます。



## わかもの いけんひょうめいけん こども・若者の意見表明権

- 自分の意見や考えを自由に表明することができ、意見をまわりの人に聴いてもらい、その意見は大切にされる権利があります。



どうすればできる  
ようになるのかな？  
市役所に相談して  
みよう！！

〇〇公園で  
ボール遊びがしたい！



- 意見を表明するために必要な情報を受ける権利があります。

アンケートが配られたけど、  
テーマ自体あんまり知らない。  
わかりやすく教えてほしい。



なぜこんな  
ルールになって  
いるんだろう？



- 自分の意見を無理に言われることはなく、意見を表明したことで何か悪いことが起きてはなりません。



みんなの前で気持ちを  
無理やり言われた。  
言いたくなかったのに。

内緒にしてって  
言ったのに、  
言いふらされた。



## わかもの さんか こども・若者の参加

- まちづくりやいろいろな社会の活動に対して、自分の意見や考えを表明するなど、主体的に活動に参加することができます。

市の会議に出て  
意見が言いたい！



地域のお祭りに  
企画から  
参加したい！



# どんなときでも子ども・若者の権利が守られるまちに (6条~11条)

川西市は、**育ち学ぶ施設、保護者、団体、市民**などと協力し、**子ども・若者の意見表明の機会**やまちづくりなどに**参加する機会を保障する取り組みを進めていきます。**



## 【それぞれの役割】

### 川西市

**子ども・若者の意見表明の機会**やまちづくりなどに**参加する機会を保障するため、関係機関**などと連携し、**必要な取り組みを行います。**

### 育ち学ぶ施設

(**プレイルーム、保育所、幼稚園、認定子ども園、児童発達支援事業所、**

**学校、留守家庭児童育成クラブ、放課後等デイサービス事業所など**)

**子ども・若者の意見表明の機会**やまちづくりなどに**参加する機会の重要性**などについて理解し、その機会を大切に**業務にあたり**ます。川西市、**保護者、団体及び市民**などと協力し、**子ども・若者に意見表明の機会**やまちづくりなどに**参加する機会の重要性**をわかりやすく伝え、**子ども・若者のまちづくり**などへの参加を支援します。

### 保護者

(**子ども・若者に現に養育する親、その他親に代わり養育するもの**)

**子ども・若者の意見表明の機会**やまちづくりなどに**参加する機会の重要性**などについて理解し、**子ども・若者の年齢や成長**などの状況に応じて、**意見表明・参加の機会を保障**するよう努めます。また、川西市や**育ち学ぶ施設、団体、市民**などは、その役割を果たすことが**難しい保護者**へのサポートを行います。

### 団体

(**自治会、コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなど**)

**子ども・若者が関わる活動や事業**を行うときは、**意見表明・参加の機会を保障**するよう努めます。

### 市民など

(**川西市に住んでいる人、川西市に在勤又は在学する人、川西市内の会社(団体を除く)など**)

**家庭、地域、職場**などにおいて、**子ども・若者の年齢、成長**などの状況に応じて、**意見表明・参加の機会を保障**するよう努めます。

# かわにしし おも と く 川西市の主な取り組み (12条~20条)

かわにしし  
川西市が子どもや若者に関する取り組みを考<sup>かんが</sup>えたり、行<sup>おこな</sup>ったりするときに、子どもや若者の  
いけん  
意見をしっかりと<sup>き</sup>聴いて<sup>はんえい</sup>反映できるように<sup>とく</sup>取り組んでいきます。

## わかりやすく<sup>じょうほう</sup> 情報<sup>つた</sup>を伝えます

子どもや若者が<sup>わかもの</sup>意見を<sup>いけん</sup>表明<sup>ひょうめい</sup>するために  
必要<sup>ひつよう</sup>な<sup>じょうほう</sup>情報を、わかりやすく<sup>つた</sup>伝えます。



## 意見を<sup>いけん</sup>聴<sup>き</sup>く<sup>まどぐち</sup>窓口<sup>し</sup>をお知らせします

子どもや若者がいつでも<sup>わかもの</sup>意見を<sup>いけん</sup>伝<sup>つた</sup>えられる<sup>まどぐち</sup>窓口  
を<sup>ようい</sup>用意して、<sup>し</sup>みんなに知らせます。



## あんしん いけん ひょうめい かんきょう 安心して意見を表明できる環境をつくります

子どもや若者が安心して<sup>わかもの</sup>意見を<sup>いけん</sup>表明<sup>ひょうめい</sup>できるよ  
うな<sup>ばしょ</sup>場所や<sup>ふんいき</sup>雰囲気をつくります。



## いけん せっきよくてき き 意見を積極的に聴きます

<sup>がっこう</sup>学校、子どもや若者が<sup>わかもの</sup>使う<sup>つか</sup>施設<sup>しせつ</sup>などを  
<sup>おとず</sup>訪れるなどして、<sup>せっきよくてき</sup>積極的に<sup>いけん</sup>意見を<sup>き</sup>聴くよう  
にします。



## いけん はばひろ き 意見を幅広く聴きます

<sup>こえ</sup>声を<sup>き</sup>聴かれにくい<sup>じょうきょう</sup>状況にある<sup>わかもの</sup>子ども・若者な  
ど、<sup>ひと</sup>いろんな人の<sup>いけん</sup>意見を<sup>き</sup>聴くようにします。  
子ども・若者が<sup>わかもの</sup>自分の<sup>じぶん</sup>意見を<sup>いけん</sup>うまく<sup>い</sup>言えないと  
きは、<sup>しんらい</sup>信頼できるおとなに<sup>か</sup>代わりに<sup>いけん</sup>意見を<sup>つた</sup>伝えて  
もらうなど、<sup>ひつよう</sup>必要なサポートをします。



いけん はんえい つと  
意見の反映に努めます



き いけん わかもの もっと よ  
聴いた意見は、子どもや若者にとって最も良  
いことをかんがえて、まちづくりに取り入れるようにし  
ます。

いけん はんえいじょうきょう せつめい  
意見の反映状況を説明します



わかもの いけん  
子どもや若者の意見がどのようにまちづくりに  
活かされたのかを、わかりやすくせつめい  
説明します。

○ その<sup>た</sup>他の<sup>と</sup>取<sup>く</sup>り組<sup>み</sup>

し かいぎ  
市の会議などへの  
さんかきかい かくほ  
参加機会を確保します

こうぼ かいぎ  
公募などにより市の会議へ  
わかものいいん えら  
子ども若者委員を選びます

かわにしし いけんひょうめい  
川西市は、意見表明をサポートする  
じんざい いくせい  
人材を育成します

かわにしし そだ まな しせつ  
川西市、育ち学ぶ施設は、  
いけんひょうめい さんか きかい じゅうようせい  
意見表明・参加の機会の重要性  
しゅうち けいはつ  
について周知・啓発します

作成年月

令和7年(2025年)3月

かわにしし みらいぶ せいさくか  
川西市 子ども未来部 子ども政策課

ひょうごけん かわにししちゅうおうちょう  
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12-1

TEL : 072-740-1246 FAX : 072-740-1339

Mail : kawa0215@city.kawanishi.lg.jp